

教育長と語り合う会

1 最近話題となっていることの浜松市の現状と対応策、今後の見通し

①コロナ禍の浜松市の教育

ア. 教育委員会や学校の取り組み

1 教育委員会の取り組み	
【5月26日～】 浜松市 新型コロナウイルス 感染拡大警戒宣言	<p>○5/17 教育委員会通知「本市の感染拡大状況に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「密集」「密閉」「密接」のそれぞれを避ける ・部活動の練習試合を、浜松市・湖西市内とする 等 <p>○6/11 「浜松市立小中学高等学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を「第5版」に改訂</p>
【8月8日～】 まん延防止等 重点措置	<p>○8/11 上記対策マニュアルで示した行動基準を『レベル2』から『レベル3』へ引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科指導の際の実技・実習をより厳しく制限
【8月20日～ 9月30日】 緊急事態宣言	<p>○8/20 教育委員会通知「緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉の夏休み延長はしない。 ・浜松市外の校外学習は控える。 等 <p>○9/10 修学旅行等の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県「ふじのくにシステム」ではなく、「まん延防止措置」「緊急事態宣言」を基に判断するように変更
【10月1日～】 緊急事態宣言解除後	<p>○10/30 対策マニュアルで示した行動基準を『レベル3』から『レベル2』へ</p> <p>○10/15 対策マニュアルで示した行動基準を『レベル2』から『レベル1』へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動練習試合で保護者入場可 ・教科指導の際の実習の制限を若干緩和する等
2 学校での取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ○浜松市教育委員会のマニュアルに準じて実施 ○運動会、参観会などの延期や、保護者の来校制限（人数・学年分散 等） 	
3 小体連行事	
<ul style="list-style-type: none"> ・30分間回泳は自校等のプールで実施（当初の計画通り） ・部会水泳記録会は自校開催に変更 ・部会陸上記録会、浜松市小学校陸上大会は中止 	

イ. 児童生徒へのコロナの影響

1 学習への影響
<p>【まん延防止等重点措置・緊急事態宣言下】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクの高い活動は実施不可 ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等 ・児童生徒が近距離で一斉に大きな声で話す活動 など <p>【緊急事態宣言解除後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『レベル2』 感染症対策のうえ、感染リスクの高い活動(調理実習など)を段階的に実施 ○『レベル1』 感染症対策のうえ、感染リスクの高い活動(調理実習など)を実施

2 学校行事への影響

【まん延防止等重点措置・緊急事態宣言下】

- 泊を伴う修学旅行や校外学習は、実施を見合わせる。
- 緊急事態宣言下では、泊を伴わない市外への校外学習は実施しない。

【緊急事態宣言解除後】

- 泊を伴う修学旅行や校外学習は、訪問先の状況で実施可能。

3 部活動への影響

【まん延防止等重点措置・緊急事態宣言下】

- 自校内での活動のみとする。
- 個人や少人数での感染リスクの低い活動で、短時間での活動。
- 他校との練習試合、合同練習等は中止とする。

【緊急事態宣言解除後】

- 部活動は、十分な感染症対策を行った上で実施する。
- 『レベル2』 他校との練習試合等は、浜松市・湖西市との学校のみ可能とする。
- 『レベル1』 練習試合、保護者の入場等を可能とする。

4 生活への影響

(1) 令和3年度全国・学力学習状況調査の質問紙より

- 「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、勉強について不安を感じましたか」という問いに対して、不安を感じていた小中学生は、およそ6割。
- しかし、「新型コロナウイルスの感染拡大で多くの学校が休校していた期間中、規則正しい生活を送っていましたか」という問いに対して、全国や県より浜松は良い傾向であった。

(2) ネットパトロールより

- 令和2年度は、休校、外出自粛、行事の中止や延期が相次ぎ、戸惑いや落胆の書き込みが例年よりも多かった。

5 支援を要する児童生徒等への影響

(1) 発達支援（就学支援）

- 就学相談件数の推移（令和2年度）

- ①新学齢児 園から報告される支援が必要な園児の割合が増加
支援が必要な園児の報告数 1,122人（前年比+44）
浜松市全体の満5歳になる人口 6,937人（前年比-96）

- ・令和2年度は、コロナウイルスの関係で休園期間があり、園訪問の十分な時間が取れず、調査依頼に対して園と相談して対象者を絞らざるをえなかった。
- ・令和3年度は、報告のあった園児全ての調査ができています。

- ②児童生徒（小中学校） 増加傾向にあったが令和2年度は大きく減少
就学相談を行った人数 H30：626人 R1：726人 R2：628人

(2) 外国人児童生徒

- 令和2年度、新型コロナウイルス感染症対策としての出入国の制限のため、初来日による編入は激減 R1：54人、R2：10人、R3：4人（R3は9月末日現在）

- 国内からの市内転入は例年並みの数値であり、新型コロナ感染症による大きな影響はない。
R1：50人、R2：49人、R3：25人（R3は9月末日現在）

- 教育総合支援センターへの相談や学校への通訳派遣

- ・電話や来所による相談は減少傾向

相談数（電話等） R1：575件、R2：456件、R3：194件（R3は9月末日現在）

- ・定期的な三者面談だけでなく、臨時的な通訳派遣が増加傾向
通訳派遣 R1：699件、R2：713件、R3：446件（R3は9月末日現在）

(3) 不登校

- 不登校児童生徒数はほぼ横ばい
R1：1,456人（継続773人、新規683人）、R2：1,472人（継続781人、新規691人）
- 一日も登校できない児童生徒数が過去最多
R1：小学校4人、中学校41人、R2：小学校13人、中学校67人

ウ. 今後の対応・方針等

1 新型コロナウイルス感染症対策等

- 市として、最新の知見等に基づく国の通知などを参考に、学校での感染予防対策や児童生徒の感染が確認された際のガイドラインを定め、これを踏まえて各校で対応している。
- 児童生徒がワクチンを接種する際や副反応が出た際、出席停止とするなど柔軟に対応するので、学校に相談してほしい。
- 本年度より本格導入の連絡アプリ「さくら連絡網」は、9月末時点で98.7%の登録率。
 - ・新型コロナ関連の連絡や毎日の欠席連絡など、各校で活用している。

2 第6波への備え

- 学級閉鎖、臨時休業したとき、オンライン学習ができる体制の整備。

エ. その他

1 「はままつの教育」

- 「キャリア教育元年」
 - ・モデル校（小10校、中3校）
 - ・「キャリア教育ガイドブック」（令和3年2月、教育委員会・校長会で作成）
 - ・キャリア教育推進教師の選任（各校）
 - ・11/11 キャリア教育推進フォーラム
- 情報教育の推進（「GIGAスクール構想」）
- コミュニティ・スクール
 - ・現在、76校が学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールに
- 授業改善（新学習指導要領）
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現

2 「令和の日本型学校教育」（令和3年1月26日 中教審答申）

- 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現

② ICT教育

ア. 教育委員会や学校の取り組み

1 ソフト・ハード両面からの支援による授業改善・充実

(1) ICT環境の整備

- ・学習者用タブレット型端末一人一台の整備
小学校：R3.12月、中学校：R3.10月完了予定
- ・学習アプリケーションの整備
- ・ネットワーク環境の整備

(2) ICT 支援員の配置 (週 1 回程度)

- ・ 授業支援
ICT 機器活用提案、準備・片付け、操作支援
- ・ 校内研修支援
機器操作、情報モラル研修
- ・ 環境整備支援
操作説明書作成

(3) 教員への研修・指導

- ・ 教育センターでの各種研修
- ・ 教育の情報化推進リーダーの育成
- ・ 各種マニュアルの整備
- ・ 先進的な事例紹介

2 市 P 連「家庭教育委員研修会 (10 月 14 日)」での講演実施

- ・ 浜松市として目指すこと、運用ルール、保護者にお願いしたこと等について説明

イ. 今後の対応・方針等

1 一人一台端末の活用で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた一層の授業改善を図る

⇒ 「使ってみる」段階から「より効果的な活用」へ

- 一斉学習
 - ・ 画像や教材を大型提示装置や個々の端末等に提示
- 個別学習
 - ・ ドリルアプリの活用による個に応じた指導
採点・教師の学習状況把握等の効率化により、個別指導の時間を確保
- 協働学習
 - ・ 学習アプリの活用による考えの共有・整理・分類の効率化
- 学校間の遠隔授業
 - ・ 学校間、各施設、地域等をリモートで結んだ遠隔授業の実施
- 非常時のハイブリッド授業
 - ・ 非常時の対応として希望者への授業配信実施

③部活動の状況

ア. 現時点での状況・成果と課題

1 経緯

- 平成 30 年 3 月に国の「運動部活動に関する総合的なガイドライン」が示されたことを受け、平成 30 年 4 月に「浜松市立中学校部活動運営方針」を策定。
- 「浜松市立中学校部活動運営方針」の運用が開始され、休養日等においても部活動を望む子供や保護者のニーズに応えるため、保護者や地域が主体となって子供たちの健全な成長に資する「中学校地域クラブ」を設置。

2 浜松市立中学校部活動運営方針に沿った部活動

(1) 学校における体制整備

- ・ 自主選択制
- ・ 学校としての方針の作成
- ・ 休養日 (平日 1 日、土日どちらか 1 日の計週 2 日)
- ・ 浜松市部活動一斉休養日の設定
- ・ 活動時間 (平日 2 時間程度、休日 3 時間程度)
- ・ 朝練習は原則なし

(2) 部活動指導員の配置

- ・専門的技術指導ができる顧問の不足や顧問教諭の多忙化などの課題を補い、さらなる部活動の活性化を図る。
- ・地域の教育力を生かすために、単独指導・単独引率のできる部活動指導員を配置
- ・令和3年度は、27校に43人の部活動指導員を配置

(3) 成果と課題

【成果】

- ・活動時間や休養日などが明確になったことで、子供たちの心身の負担軽減となった。
- ・より専門的な指導が受けられるようになった。
- ・顧問の指導時間の縮減とともに、部活動に関する精神的な負担が軽減された。
- ・授業準備や業務等を行う時間が増えた。

【課題】

- ・子供にとっても、教師にとっても望ましい部活動の在り方をさらに探っていくことが必要
- ・部活動指導員の人材確保が必要

3 地域クラブの設置

(1) 概要

- ・教職員は、関わるできない。
- ・令和2年度は122クラブが登録。令和3年度は9月末時点で116クラブが登録

(2) 成果と課題

【成果】

- ・普段の部活動以上に活動したい生徒のニーズに合った活動となっている。
- ・教員が関わらないことで、教員の負担もない。

【課題】

- ・保護者会などの地域の力によって成り立つ持続可能な活動とするよう、今後検討が必要

イ. 市の目指す姿

1 地域部活動について

(1) 概要

- 持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できるよう、休日の部活動を令和5年度より段階的に地域に移行していく。
- 休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整える。

(2) 現在の状況

- 令和3年度、細江中をモデル校とし、休日の部活動の地域移行に向けての実践研究を行っている。
- 保護者代表、有識者、校長代表、関係団体等で組織された地域部活動検討委員会を設置し、地域部活動の運営主体や人材の確保などの課題について検討している。

④いじめ

ア. 現在の状況と課題

1 現在の状況

- いじめの認知件数は、小中ともに増加傾向。特に小学校低学年の認知件数が増加している。
- 解消率は過去3年間の中で最も高い。
- いじめの態様について、小中学校ともに「冷やかしからい」が最も多いが、小学校では「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」行為も大きな割合を占めている。

- 積極的ないじめ認知と迅速な対応が解消率を高めていると捉え、児童生徒の様子を丁寧に把握し、小さなトラブルから対応している。また、これらを教師と児童生徒の信頼関係構築やいじめの未然防止の学級風土づくりにつなげている。
- 「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を構築している。
- 積極的にいじめを認知し、校内の「いじめ対策委員会」を機能させ、学校体制での早期対応に努めている。
- いじめ対策コーディネーター研修を通して、未然防止や早期発見、早期対応について教職員の研修を深めている。

2 課題と対応

- 中学校1年生でのいじめ認知件数が最も多い。
 - ⇒ 新たな人間関係を築く、トラブルが生じやすい時期と認識し、学級編成に配慮し、担任や教科担任、部活動顧問など、学校全体が生徒同士の人間関係にアンテナを張り、組織で対応している。
- 中学校では、学年が上がるにつれ、認知件数は大幅に減少している。
 - ⇒ 単純に数値の減少として肯定的に捉えるのではなく、いじめが見えなくなっていないか、生徒が訴えられなくなっていないかなど、より生徒の人間関係や日々の様子を把握している。
- SNS 上での誹謗中傷が小中学校ともに増加しており、いじめが表面上見えにくくなっている。
 - ⇒ SNS 上でのいじめについては、ネットパトロール事業の活用を推進することで未然防止や早期発見に繋げている。

イ. ICT教育におけるいじめ対策

1 ルール・マナーについての指導

(1) 端末利用ルールに関する指導

- ・「学習のために利用する」、「大切に利用する」、「相手を傷つけない」、「あやしいサイトに入らない」、「写真撮影時の留意事項」、「健康面に留意すること」等について指導

(2) 情報モラル指導

- ・各教科・領域等での指導充実
- ・委員会で情報モラルに関する指導項目、指導用教材について準備中

2 アカウント・パスワード管理についての周知

(1) 学校向け

- ・「Google アカウントは初期パスワードのままで利用せず原則変更すること」、「アカウント・パスワードは大切に管理すること」について通知

(2) 保護者向け通知

- ・「アカウント・パスワードを他の人に教えないこと」について通知

3 各種設定

(1) フィルタリング

- ・一定の有害サイト（過度の暴力表現や残酷な表現を含むコンテンツ、アダルトサイト、出会い系サイト、自殺や違法行為、反社会的行為などを助長する Web サイト等）はブロック

(2) アプリケーション

- ・市で許可したアプリ（MESH・Google ドキュメント等）以外はインストールできない

(3) アカウント利用

- ・浜松市のアカウント以外では、学習者用タブレット型端末にログインできない
浜松市のアカウントで他サービスとの連携はできない

(4) ビデオ通話

- ・Meet は先生のみ開設可（子供だけの利用はできない）

(5) チャットツール等

- ・Google チャット、Meet チャット、Gmail 等は本市では利用できないように設定している

⑤給食費及び学校徴収金の公会計化

ア. 進捗状況

1 学校給食費	
4/21 (水)	保護者向け周知資料「学校給食費についての大切なお知らせです」の配付
5/19 (水)	市P連役員会にて説明(健康安全課)
6/5 (土)	市P連総会における教育長講話の中で説明
6月下旬	保護者向けリーフレット「学校給食費についての大切なお知らせです」の配付
6月下旬	口座振替依頼書(小1~小5、中1・2)の配付
7月中旬	口座振替依頼書(小1~小5、中1・2)の回収
9月下旬	口座振替依頼書(小6(新中1))の配付
10月中旬	口座振替依頼書(小6(新中1))の回収
10月中旬~ 12月上旬	口座振替依頼書(新小1)の配付(就学児健康診断等の機会に配付)
2 学校徴収金	
○学校給食費の公会計システムを利用	
○浜松市校長会が関係金融機関と協定	

イ. PTA会費集金の課題について

1 背景	
○現在	…「学校給食費」「学校徴収金」「団体徴収金」を『校納金』として一括し、保護者の口座から振替えている。
○令和4年度~	…「学校給食費」は公会計、「学校徴収金(学年費等)」は準公会計として、市が振替業務を行う。 ※ PTAなどの団体では、会費の集金方法を検討する必要がある。
2 「団体会計在り方協議」	
○校長会、市P連、浜事研、中体連、中文連の代表者が情報発信している。 教育委員会からは教育審議監がアドバイザーとして参加。	
3 課題(要望)	
○学校(校長・教頭)と連携を密にし、各学校の実情に応じた集金方法を検討してほしい。	

ウ. 今後の計画

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| ○2月 | 口座振替依頼書(新小1)の回収(各小学校の入学説明会で回収) |
| ○4月 | 学校給食費の公会計化開始
学校給食費の納付額等に関する保護者への通知 |

2 浜松市P連への要望・意見等